

# **コーポレートガバナンスに関する基本方針**

(2021年12月1日改定)

**櫻島埠頭株式会社**

## 序文

当社は、企業としての成長と共に持続可能な社会の実現を目指すことを経営上の重要課題と捉え、サステナビリティ基本方針を定め、最善のコーポレートガバナンスが実現できるよう取締役会決議に基づき、本基本方針を制定する。

## 第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最善のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に努める。

2. 当社は、サステナビリティ課題への対応を認識し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に努める。

- ①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ②株主を含むステークホルダーの利益を考慮するとともに適切に協働する。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④取締役会は、法令、定款及び当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画等の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う。
- ⑤独立社外取締役及び独立社外監査役並びにそれらにより構成される諮問委員会の適正な意見や的確な助言により、取締役会による業務執行推進力の向上及び監督機能の実効性を高める。
- ⑥株主との間で建設的な対話を行う。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を法定の発送期限日前までに発送するとともに、発送日までに当社ホームページに当該招集通知を開示する。

2. 当社は、当社の株主構成及び費用対効果を勘案し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(株主の平等性の確保)

第 3 条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第 4 条 当社は、取締役会の承認により、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した株式を政策保有することができる。但し、政策保有意義が希薄化した、またはその兆候が表れた株式については、中長期的な観点から、保有目的の適切性や、保有コストに対する便益やリスクの合理性を、適宜取締役会で検証することにより、継続保有の適否を決定する。なお、保有の必要性がないと判断された株式については、売却により縮減する。

2. また、当社は、政策保有株式の議決権行使を、すべての議案に対して行う。議案の賛否にあたっては、当社で設定している基準に則り検討した上、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況等を勘案して適切に判断する。

(競業取引及び利益相反取引等)

第 5 条 取締役は、当社と競業する業務を行う場合、または利益相反に該当する取引を行う場合には、取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

2. 当社は、主要株主である会社との取引について、その内容を取締役会に報告するとともに、法令等に則り適時適切に開示しなければならない。
3. 取締役会議長である代表取締役社長は、議案設定にあたり、予め取締役の競業取引及び利益相反取引に該当しないかを確認する。また、当該取引を承認するにあたっては、その取締役を議決に参加させないなど、取締役会の適切な運営に努める。

### 第 3 章 ステークホルダーの利益の考慮

(行動基準)

第 6 条 当社は、取締役及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、行動基準を別途定め、開示する。

(ステークホルダーとの関係)

第 7 条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2. 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を監査役に伝えることができ、これによって当社から不利

益な取扱いを受けることがない旨を社内規程に明記する。

3. 当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加え、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、年金資産の管理と運用を担う受託機関を定期的に監督する。また、当社は企業年金の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるように、人事面及び運用面において担当部署にセミナーや勉強会に参加させるなど、運用についての知識醸成や人材育成に努める。

#### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第8条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2. 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引規則に従って、公正、詳細、平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

#### 第5章 取締役会等の責務

##### 第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第9条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣（取締役及び監査役から構成される、以下同様。）の指名、評価及びその報酬の決定、直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第10条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らし

て当社の経営の成果及び経営陣の目標達成のための行為が株主共同の利益の観点から判断して適切かどうかの意見を表明すること、並びに同戦略ないし同計画達成のための助言を行うことをその主たる役割とする。

## 第2節 取締役会の有効性

### (取締役会の人員)

第11条 当社の取締役会は、当社グループの規模および事業内容に則り、定款で定める8名以内の適切な人数の取締役をもって構成する。そのうち2名以上は独立社外取締役とする。また、監査役も出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

### (諮問委員会の設置)

第12条 当社は、取締役会の監督機能を強化するための機関として諮問委員会を設置する。

2. 諮問委員会は、独立社外取締役と独立社外監査役を構成員とする。なお、常勤監査役は諮問委員会の事務局を務め、かつ、経営陣との連携・調整役を果たす。
3. 諮問委員会は、取締役会が諮問委員会に諮ることとした下記事項について、代表取締役社長から説明を受け、意見を取りまとめて、取締役会に対して意見や助言を行う。
  - ①代表取締役社長の後継者の選任
  - ②代表取締役社長の選任及び解任
  - ③取締役及び監査役の選任及び解任
  - ④業務執行取締役、常勤監査役及び取締役会の評価
  - ⑤取締役の報酬
  - ⑥剰余金の処分
  - ⑦その他、取締役会が諮問委員会に諮問することを決議した事項
4. 諮問委員会は、構成員間で情報交換を密に行い、独立した客観的な立場から諮問事項について意見や助言を行うように努めなければならない。
5. 諮問委員会は、監査役が報酬を改定するに際しては、事前に常勤監査役から報酬案についての説明を受け、意見を取りまとめ、常勤監査役に対して意見や助言を行う。
6. 諮問委員会は、下記の業務条件等に該当した場合は、外在的な要因に十分配慮して、独自に代表取締役社長の解任を検討し、必要な場合は取締役会に上程する。
  - (1) 2期連続営業損失が計上された場合
  - (2) 一般株主の利益に反する戦略・事業展開・株主還元軽視、株主との対話に消極的など株主軽視が続く場合
  - (3) 重大な企業不祥事が発生し、その関与が認められる場合

7. 代表取締役社長及び取締役会は、諮問委員会の意見や助言を重んじなければならない。

(取締役の資質及び選任プロセスなど)

第13条 当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有した者でなければならない。

2. 独立社外取締役は、当社が定める独立性基準を満たす者とする。
3. 取締役候補者の選任については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が推薦し、取締役会で決定する。なお、同人事案について、事前に諮問委員会の意見を求める必要がある。
4. 選任に際しては、社外取締役も含め、取締役会が職歴、年齢、ジェンダーや国際性の面にも配慮して多様性と適正規模を両立する形で、バランス良く構成するように努める。

(監査役の資質及び選任プロセスなど)

第14条 当社の監査役は、高い倫理観を有し、かつ、監査業務を行うために必要な経験、知識、能力を有する者でなければならない。また、監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

2. 社外監査役は、原則として当社が定める独立性基準を満たす者とする。
3. 監査役候補者の選任については、代表取締役社長もしくは監査役が推薦し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定する。なお、同人事案について、事前に諮問委員会の意見を求める必要がある。
4. 選任に際しては、社外監査役も含め、監査役会が多様性をもちバランスのとれた構成になるように努める。

(取締役の責務)

第15条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を理解しなければならない。

(役員トレーニング等)

第16条 当社は、新任役員に対して、就任時に経営に必要な知識の習得や役割について理解が図られる機会を与えるほか、必要に応じて、外部のセミナーへの参加など継

継続的なトレーニングの機会が得られるように費用を含めた支援を行う。

2. 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

(取締役会の議題の設定等)

第 17 条 各回の取締役会に先立ち、取締役会を管掌するコーポレート担当取締役は、取締役会議長である代表取締役社長と協議して、当該取締役会の議案を定める。

2. 取締役会において、決議事項に該当する議案に関する資料は、原則として取締役会の会日に先立って、各役員に配付する。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス等)

第 18 条 独立社外取締役及び監査役は、いつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告、または社内資料の提出を求めることができる。

2. 独立社外取締役及び社外監査役が機能するように、会社は内部監査室長を補助担当者とする。
3. 監査役は、必要な場合、職務遂行に必要な人員を補助使用人として配置することを、会社に要請することができる。また、経営陣から独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に会社の費用により利用することができる。

(取締役会の評価)

第 19 条 取締役会議長である代表取締役社長は、毎年、各役員に対して取締役会等に関する意見を確認して、取締役会の実効性等について評価を行う。諮問委員会は、その内容を検討し意見または助言を行う。取締役会は、諮問委員会の意見等を踏まえ、自己評価し、取締役会の運営の改善等に活用する。その評価内容については、適時適切に開示する。

(社内役員の自己評価等)

第 20 条 業務執行取締役及び常勤監査役は、自らの業績等について毎年自己評価を行い、その内容を報告する。代表取締役社長は報告に基づき、各役員の本来的権能に関する能力及び実績の評価を行う。諮問委員会は、その内容を検討し意見または助言を行う。

### 第 3 節 報酬制度

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役会は、取締役の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、以下の順序のとおり決定する。

①代表取締役社長は、毎年、報酬が業績向上への貢献意欲に繋がることを認識した上で、当社の業績や各取締役の職務実績等を査定した上で、適正な報酬水準を勘案し、取締役報酬の原案を作成する。

②諮問委員会は、その内容を検討し、代表取締役社長から提出された報酬案について意見または助言を行う。

③取締役会は、諮問委員会の意見等を踏まえて、各取締役の報酬額を決定する。

2. 当社は、役員に対して支払われた報酬等の額について、適時適切に開示する。

## 第 6 章 株主との対話

(株主との対話)

第 22 条 代表取締役社長は、株主の意見が取締役会全体に共有されるように努める。

2. 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取組みに関する基本方針を別途定め、開示する。

以 上